

西商第196号
令和4年7月4日

関係団体 各位

西都市長 橋田 和実
(公印省略)

西都市子育て世代移住促進住宅取得助成金について (お願い)

平素より市政運営にご協力をいただき誠にありがとうございます。

市外からの移住促進のため、「転入者」が西都市内に新築住宅の工事、新築住宅又は中古住宅を購入する場合に、予算の範囲内で助成金を交付します。令和4年10月1日から、当該助成金の制度が一部変更になり、対象者の要件が緩和しました。当該助成金の周知促進のため、対象案件について相談・受注された際は、以下の点にご留意いただき、助成金制度の案内にご協力をお願いいたします。

〈10月1日からの変更点〉

1 転入者の定義について

- 助成金の申請日時時点で直近3年間西都市に住所を有しない方
- 既に転入している方の場合、転入前直近3年間西都市に住所がなく、かつ申請日時時点で転入後3年以内の方

2 新築住宅の工事の申請時期について

- 住宅が工事着工後～完成前の間に申請をすること
※着工日が令和4年9月30日以前でも申請できます。

〈注意点〉

助成金の申請期間について

- 当助成金は令和4年10月1日より制度を一部変更します。9月30日までは現行の手順での受付になります。申請についてご不明な点がございましたら、お気軽にお問合せください。

【文書取扱】

〒881-8501

宮崎県西都市聖陵町2-1

西都市商工観光課 担当：佐藤

電話：0983-43-3222

10月1日から
制度が一部
変わります！

令和4年度西都市子育て世代 移住促進住宅取得助成金交付事業

西都市は子育て世代の転入促進を図るため、市内に住宅を「新築」又は「購入」した子育て世代の転入者に対し、助成金を交付します！

対象者（すべてに該当すること）

- 転入者である方
- 申請日時時点で、40歳未満もしくは中学生以下の子どもを養育し同居している方
- 新築住宅の工事、新築住宅・中古住宅の購入のいずれかを行う方
- 世帯員全員が西都市税の滞納がない方
- 自治会に加入する又は加入を予定している方
- 過去に「子育て世帯等住宅取得助成金」の交付を受けていない方
- ※**転入者**…西都市への転入予定者で、申請日から直近3年間西都市に住所を有しない方
〈既に転入している場合〉

9月30日まで

転入前の3年間本市に住所を有しておらず、かつ申請日において**転入後1年以内**の方

10月1日から

転入前の3年間本市に住所を有しておらず、かつ申請日において**転入後3年以内**の方

助成金の額

- 新築住宅（工事もしくは購入）×**市内**業者を利用した場合 200万円
- 新築住宅（工事もしくは購入）×**市外**業者を利用した場合 100万円
- 中古住宅購入の場合 50万円

対象の住宅

- 新築住宅の工事 ・建物本体の工事に係る費用が税込1,000万円以上のもの

9月30日まで

・**工事請負契約締結後～工事着工前**であるもの

10月1日から

・**工事着工後～完成前**であるもの

- 新築住宅の購入 ・建物本体、土地及び建物に付随する施設の費用が税込1,000万円以上のもの
・当該住宅の所有者が助成対象者及び世帯員の3親等以内の親族でないもの
・売買契約締結後～引渡し前であるもの
- 中古住宅の購入 ・西都市空き家等情報バンクに登録されているもの
・購入費（土地代含む）が税込300万円以上のもの
・当該住宅の所有者が助成対象者及び世帯員の3親等以内の親族でないもの
・売買契約締結後～引渡し前であるもの

申請の方法

申請する場合は以下の書類の提出が必要です。

- ・交付申請書（**10月1日から申請様式が変わります**）
- ・事業計画書、収支予算書
- ・新築住宅の工事又は購入に係る契約書の写し
- ・立面図及び平面図の写し
- ・本人及び世帯員の市税完納証明書
- ・住民票の写し（市町村役場で取得したもの（原本に限る）、世帯全員の続柄の記載があるもの）
- ・戸籍の附票（転入前直近3年間の住所が確認できるもの）

様式はコチラからも
ダウンロードできます⇒



9月30日まで

・**工事予定地**（購入の場合は対象住宅地）の現況全景写真 ※1枚で撮影できない場合は別方向から2枚

10月1日から

・**工事中新築住宅**（購入の場合は対象住宅）の現況全景写真 ※1枚で撮影できない場合は別方向から2枚
・**工事の着工を証明する書類**